

【研究論文】

幼稚園・保育所・認定こども園における「教育課程」・ 「全体的な計画」の作成に関する考察

— 3つの新要領・指針における用語法の違いに注目して—

田 中 珠 美

A Study of How to Create Curricula and the General Plans in Kindergartens,
Childcare-Centers, and Certified Centers for Early Childhood Education and Care:
Focusing on the Difference among the Word Usages in Three New Procedures and
Guidelines

Tamami TANAKA

はじめに

平成29年3月に改訂・改定された『幼稚園教育要領』『保育所保育指針』『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』は、3つの指針の整合性を図り、幼児教育全体としての質の確保・向上を目指すものであるとされている。幼児教育は環境を通して行うことを基本とし、子どもが幼児期に必要な経験や体験を通して成長できるよう計画の作成が必要であること、子ども主体の保育、自発的な活動を大切にすること、そして、幼児教育とその後の教育の連続性など、改めて幼児教育の重要性を再確認すべきであること等を、これらの3つの要領・指針に共通する視点として読み取ることができる。

これらの改訂・改定により、それぞれの指針の総則に、幼児教育を行う施設として「育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や、「教育課程」及び「全体的な計画」の作成の必要性について、より明確に示された。たしかに、今回の改訂・改定のポイントの一つである「育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として盛り込まれている項目をみると、就学前の子どもの教育及び保育を行う3つの施設間での共通化が図られており、その意味では整合性が感じられる。しかし、「教育課程」や「全体的な計画」に係る部分、つまり「計画」に関する部分については、作成上の考え方や留意事項など共通する部分がある一方で、用いられている用語は不一致のままである。

そこで、本研究では、3つの新要領・指針における用語法の違いに着目し、それぞれの用語のもつ意味や特性を考察することにより、「教育課程」・「全体的な計画」等の作成の在り方について検討する。

1. 目指すものの共通性

幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の共通する改訂・改定のポイントは、幼児教育としての共通性を確保することと、発達と学びの連続性を乳児保育から小学校接続まで明確にすることである（無籐 2017）。幼稚園は幼児期の学校教育の場、保育所は児童福祉施設、幼保連携型認定こども園はその両方の機能を兼ね備えたものであるという法律の規定は維持されたうえで、幼児教育としての共通性が明確にされている。共通する点としては、環境を通して教育及び保育を行う、子どもの主体的な生活、自発的な活動としての遊びを重視する、幼児教育は組織的・計画的に進めるものであり、それぞれの施設が全体的な計画を立て、幼児教育の目標を達成するために指導計画等に沿って柔軟に指導を進められるようにするということである。

幼稚園や保育園、認定こども園は、教育・保育を通して子どもに育ってほしいという願いを示す「教育・保育理念」や「めざす子ども像」等をもっている。その基本的方向を示すものが目的であり、さらに具体的に示したものが目標である。「教育・保育理念」を実現するために道筋を示したものが「教育課程」であり「全体的な計画」である。

今回の改訂・改定により、幼稚園、保育所、認定こども園の全てにおいて、「全体的な意味」での計画を作成することの重要性が示された。新指針・要領に示されている文言から、この「全体的」というのは、「循環的な構造を通した教育・保育の質の向上を目指す」ということであり、PDCAサイクル¹を通して計画から改善のプロセスを示したものであると捉えることができる。子どもの姿から計画を作り、それに基づいて実践を進め、評価し、カリキュラムマネジメントにより、少しずつ改善を繰り返して取り組んでいくことが求められる。

また、幼児教育を行う施設として3つの新要領・指針に盛り込まれたものが、資質・能力の3つの柱と、幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿である。資質・能力は、知識・技能の基礎、思考力・判断力・表現力等の基礎、学びに向かう力・人間性等として整理され、幼児教育を通して育つ力であり、小学校以降の学校教育に繋がる発達と学びの連続性の根幹をなすものであるとされる。子どもを取り巻く環境の変化が激しい時代にあたり、何を育むことが大切かという視点が明確に示されたのである。これらの3つの資質・能力は、それぞれに発達の特性があるので、順序性はなく、ねらいや内容に基づき「子どもの発達の实情や子どもの興味や関心等を踏まえながら展開する活動によって一体的に育むもの」²である。

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿は、従来の5領域の内容の取り扱いの中から整理されたもので、特に5歳後半の様々な活動を通して現れてくる姿を示している。その項目

1 PDCAサイクルは、保育の質の向上に援用されるマネジメント手法の一つであり「子ども理解に基づく計画(Plan)→「保育実践(Do)」→「反省・評価(Check)」→「改善(Action)」の循環を重視した保育の質の向上、保育者の質の向上を目指すための仕組みである(那須2016)。

2 内閣府・文部科学省・厚生労働省「幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針 中央説明会資料(保育所関係資料)」2017. p71

は、健康な心と体、自立心、協同性、道徳性・規範意識の芽生え、社会生活との関わり、思考力の芽生え、自然との関わり・生命尊重、数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚、言葉による伝え合い、豊かな感性と表現である。

この10項目として示された子どもの姿は、保育者の願いや希望ではあるが、「到達すべき目標ではなく、個別に取り出されて指導するされるものでもない」。そして、「子どもの自発的な活動としての遊びを通して、一人一人の発達の特성에応じて、これらの姿が育っていくもので、全ての子どもに同じように見られるものではない」³。子ども一人ひとりの方向性を示したものであることを意識して子どもの姿を捉えていくこと、その子どもがどのように能力を伸ばしたかということの評価するということが基本とされている。よって、この10項目は、全ての子どもに均等に表れるものでもなく、一人の子どもに一度に全ての姿が見られるものでもない。この姿は、0歳から6歳にかけて継続的に見えてくるものと思われるが、乳児など、まだ未分化の時期には見られるものではないので5歳児後半の姿として示されている。

このように、幼児期終了の姿が明確に示されたことは、小学校教育との連続性を考えたものであり、円滑な接続を目指すものでもある。幼児教育における子どもの発達と学びが、小学校以降の子どもの成長にどのように繋がっていくのかを考え、教育・保育を組み立てていくことが求められる。

2. 計画を表す語彙の多様性

教育・保育の場において「計画」を表す言葉は多様であり、現在では「教育課程」「保育課程」「全体的な計画」「保育の計画」「指導計画」という用語が主に用いられている。

子どもが安定した情緒のもとで、望ましい発達を援助するものが保育であり、幼稚園や保育所、認定こども園において、あらかじめ計画を作成し、それに基づいて保育を展開することは重要なことである。この計画がカリキュラム (curriculum) であり、幼稚園では「教育課程」、保育所では「保育課程」・「全体的な計画」、幼保連携型認定こども園では「全体的な計画」といわれている。

山口 (2016) はカリキュラムという言葉について、次のように説明している。「カリキュラム (curriculum) という英語は、元はラテン語のクレーレ (currere) という動詞から派生したもので、本来はスタートからゴールに至る陸上競技用の走路ないしは競争を意味していた。」「学校教育の分野でいつしか、学校に入学した子どもがそこを卒業するまでにたどることになる計画されたコース (course) を指すものとして転用されるようになり、わが国でも、その語が「教育課程」として訳出され、使用されるに至っている。」

教育課程・保育課程とは、教育及び保育目標を達成するために、その目標に照らして、子どもが幼稚園・保育所・認定こども園で活動する内容を取捨選択し、整理して編成した、

3 前掲書. p72

全体的な教育・保育計画のことで、乳児期から就学の長期に及ぶ育ちを見通したカリキュラムである。これまで、幼稚園は「教育課程」、保育所は「保育課程」、認定こども園は「全体的な計画」というふうにいわれていたものの整合を図り、分かりやすくするために「全体的」という用語で統一がなされている。

幼稚園、保育所、認定こども園は、就学前の子どもに教育・保育を行うということは共通の部分であり、計画を作成することの重要性や必要性も同様である。全体的な計画を作成するにあたり、「包括的なもの」を指すということは共通な考えであるが、それぞれの施設は法律や機能が異なるため、各園で作成する「計画」においてその独自性を出すことが重要である。

以下に、幼稚園、保育所、認定こども園において用いられる用語の違いに着目しながら、それぞれの計画の作成に求められる要素を検討していく。

(1) 幼稚園教育要領の場合

幼稚園における「教育課程」は、学校教育法、学校教育法施行規則、「幼稚園教育要領」に基づいて編成される。

教育課程とは、各種法令に基づき、かつ各園の教育理念や方針、2年間ないし3年間の幼稚園教育でどのような力を育てたいのかを考慮して、幼児が入園から修了までの園生活全期間の中で身につける経験内容の総体を示したものである。教育課程を編成するうえで、各幼稚園の創意工夫、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即したものとなるよう留意することが求められる。

幼稚園は意図的な教育を目的としている「学校」であり、各幼稚園では、その園における教育期間の全体にわたって幼稚園教育の目的、目標に向かってどのような道筋をたどって教育を進めていくかを明らかにし、幼児の充実した園生活を展開できるような「全体計画としての教育課程」を編成する必要がある。教育課程の編成上の基本的事項について、『幼稚園教育要領』第1章総則—第3に次のように明記されている。

- ①幼稚園生活の全体を通して第2章に示すねらいが総合的に達成できるよう、教育課程に係る教育期間や幼児の生活経験や発達の過程などを考慮して具体的なねらいと内容を組織するものとする。この場合においては、特に自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる幼児期の発達の特性を踏まえ、入園から修了に至るまでの長期的な視野をもって充実した生活が展開できるように配慮するものとする。
- ②幼稚園の毎学年の教育課程に係る教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならない。
- ③幼稚園の1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とする。ただし、幼児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮するものとする。

(文部科学省「幼稚園教育要領」2017, p.8)

教育課程編成上の留意事項としては、子どもが主体的に活動に関わり、友達やクラス全体で目的をもって協同して園生活を展開できるようにすること、家庭との連携の重要性、園庭や園舎などの環境の配慮や指導の工夫などが示されている。さらに、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図ることや、教育課程を中心に教育時間終了後に行う教育活動の計画、学校保健計画、学校安全計画などを関連させ、一体的に教育活動が展開されるよう「全体的な計画」を作成することが示されている。

(2) 保育所保育指針の場合

保育所における「保育課程」および「全体的な計画」は、児童福祉法、児童福祉施設の設定運営に関する基準および保育所保育指針に基づいて編成され、保育所の生活全体において子どもが育っていく道筋を示したものである。各園・施設の設定理念や実態、子どもの発達特性、地域社会の実態、社会や保護者の願い、保育者の願い等をもとに編成される。

『保育所保育指針』は平成20年3月に初めて厚生労働大臣告示として定められ、それまでの保育所保育指針とは異なり、最低基準として規範性をもつものとなった。規範性とは、遵守しなければならない、努力義務が課せられるといったことを意味しており、「保育課程」という用語が登場したのも、この平成20年版の保育所保育指針が初めてである。それまでは、「保育の計画」として各園の基本方針が示されてきたが、その他の計画（「保育計画」「指導計画」）との区別がつきにくいとの判断から「保育課程」という用語が採用されている（西村 2016）。

しかし、この「保育課程」という用語は、平成29年3月改定の保育所保育指針では用いられなくなり、「全体的な計画」として示されている。今回の改定で、小学校との接続、幼稚園教育要領や幼保連携型認定こども園との整合性を図り、「全体的な計画」となったのである。この経緯について、汐見（2016）は「幼稚園教育要領では教育課程、認定こども園教育・保育要領では全体的な計画、保育所保育指針では保育課程となっているが、英語で訳すと全てカリキュラムという表現になる。なるべく整合性を図るという意味で『保育課程』から『全体的な計画』という表現で示されることになった」と説明している。

網野（2017）は、今回の保育所保育指針改定に伴い、「保育」の意味するものが、次のように変わったと指摘している。すなわち、子ども・子育て支援新制度を踏まえて改定された新指針では、新制度上の用語として「教育」とは「満3歳以上の幼児に対する学校教育」を言い、「保育」とは「養護及び満3歳以上の幼児に対する『教育』以外の教育、つまり学校教育以外の教育」を意味することになった。さらに、網野は、乳幼児保育の展開が一層現実味を増してきたこと、保育所においても3歳以上の幼児の学校教育、つまり幼児教育に対応する保育の実践が求められていることを述べ、保育所における「保育」が、実質的には養護、教育及び学校教育を意味することになったと説明している。

『保育所保育指針』では「全体的な計画の作成」について、第1章総則一3に次のように明記されている。

- ①保育所は、1の(2)に示した保育の目標を達成するために、各保育所の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成しなければならない。
- ②全体的な計画は、子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成されなければならない。
- ③全体的な計画は、保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各保育所が創意工夫して保育できるよう、作成されなければならない。

(厚生労働省「保育所保育指針」2017, p8)

(3) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の場合

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、教育と養護を一体的に行う施設である。『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』(2017)では、「全体的な計画」の役割、作成について、第1章総則―第2に次のように示されている。

- ①教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画とは、教育と保育を一体的に捉え、園児の入園から修了までの在園期間の全体にわたり、幼保連携型認定こども園の目標に向かってどのような過程をたどって教育及び保育を進めていくかを明らかにするものであり、子育て支援と有機的に連携し、園児の園生活を捉え、作成する計画である。
- ②教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成にあたっては、幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育みたい資質・能力を踏まえつつ、各幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目標を明確にするとともに、教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成についての基本的な方針が家庭や地域とともに共有されるよう努めるものとする。

(内閣府「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」2017, p7)

認定こども園において、教育及び保育に関する全体的な計画を作成するにあたり、教育及び保育時間が異なる園児がいること、在籍期間が異なる園児がいることなどを前提に、修了までに育てたいことに視点を置きながら策定することは重要であると一般的にいわれている。また、「全体的な計画」について、現行の解説では、園児の園生活全体を捉えた計画であることや、夜間保育、一時預かり事業などとして行う活動のための計画など、色々なものが関連づけられている。それぞれの計画をばらばらに作成するのではなく、全体的な計画として整合的、一貫性をもって編成すること、これらを保育教諭らが十分に理解し、園全体で取り組んでいくことが重要なことではないだろうか。特に、教育と保育を一体的に行うために、保育教諭らが計画を立てる段階から関わっていくことは園全体の共通理解

のために意味があることで、その考える過程が大切なのだと思われる。

(4) 三者の用語法の比較と考察

『幼稚園教育要領』が「教育」「指導」「教師」という用語を用いているのに対し、『保育所保育指針』では「保育」「保育者」という用語を用いている。認定こども園では「保育教諭」となっている。また、具体的な計画を示すものとしては、幼稚園教育要領では「指導計画」という用語が用いられ、保育所では「保育の計画」や「指導計画」という用語が用いられている。幼稚園教育要領のなかでは、「保育」という用語は使われていない。

これは管轄、法律の違いが、それぞれが違う性格や機能をもっているということであると考えられるが、「保育」という用語は、実際の幼稚園、保育所の現場では日常的に「保育の計画を立てる」「保育をする」「保育者」「保育参観」等と使われることも多い。

ここで、「保育」と「教育」、それぞれの語源について考えてみたい。加納（2009）によると、「保」には「大切に守る」「世話をする」「たもつ」という意味があり、「呆」は赤ん坊をおむつで包むさまを表し、その言葉に「人」を組み合わせているという語源を持つ。「育」は「成長する」「育つ」「育てる」という意味で、「字形」は「子が生まれて成長する」という意味をもつ。

「保育」という用語について、日本国語大辞典（2006）では、「守り育てること。特に子どもが成長するまで育てること。幼児の心身の正常な発達を目的として、幼稚園、保育所、託児所などで行われる養護を含んだ教育作用」と示され、一方で「教育」は、「知識を与え、個人の能力を伸ばすこと、現代では一定期間、計画的、組織的に行う学校教育をさす場合が多い」と示されている。

幼稚園や保育所、認定こども園において、「保育」という用語を用いることは、日常的なことであり、ごく自然なことである。「保育」という用語が教育的な要素を含むことになった現代において、幼稚園で行われる「教育」においては、「教育」という用語のなかに少なくとも養護や保育の意味が含まれていると考えることができる。

次に、3つの新要領・指針に共通して用いられる「指導計画」という用語について考えてみたい。

「教育（保育）課程」「全体的な計画」が保育の骨組みを示す計画であるのに対し、「指導計画」は、それを具体化したものであり保育を実施するにあたって必要な実践計画である。保育所保育指針では、全体的な計画から指導計画までを含めたものを「保育の計画」という用語で示している。

指導計画の種類としては、年間計画、期間計画、月間計画といった長期の計画、週間計画、一日の計画、デイリープログラムといった短期の計画がある。これらは、幼児の発達にふさわしい生活が展開され適切な指導が行われるよう、調和のとれた組織的、発展的なものであり、意図的に作成する必要がある。

指導計画は、教育課程、全体的な計画をもとに、具体的にそれぞれの時期のねらいや内容、環境構成、子どもの姿や活動の予想、保育者の援助などを見通し、記していくもので

ある。教育課程、全体的な計画の各年齢に書かれた目標が、各クラスの指導計画の年間目標と一致していることが大事である。教育課程、全体的な計画を園内で共通理解し、それをもとに指導計画を作成することにより、園全体の調和が図りやすく、各クラスの果たす役割が明確になる。そして自己評価を行い、改善する課題を明確化し、省察することが保育の質の向上に繋がっていくのである。

3. Aこども園における計画の理解と作成についての事例

今回の研究にあたり、長崎県内のA幼保連携型認定こども園（以下Aこども園）に協力を依頼し、計画の作成においてどのような取り組みをしているのか調査した。調査時期は平成29年8月～9月。A園の定員は210名。現在0歳から6歳の園児が在籍している。Aこども園は、昨年度まではA幼稚園、A保育園として別々に運営がなされており、今年度より幼保連携型認定こども園となった。園の機能が変わることにより、計画の作成においても見直しが必要となる。3つの新要領・指針の改訂を踏まえた計画の理解と作成について、Aこども園の園長、保育教諭（勤務7年目）に質問し回答を求めた。

Aこども園は、認定こども園として始動するにあたり、これまでの教育課程、保育課程を見直し、全ての子どもに必要な体験や経験ができるよう全体的な計画の見直しを進めている。保育者が「教える」教育が中心になるのではなく、子どもたちが「主体的に」取り組むことができる体験や経験を増やし、そのなかで知識や技能を獲得できるようにするということである。Aこども園では長年取り入れていた外部講師による活動を取りやめ、自由に遊ぶ時間、活動する時間を増やし、子どもが主体的に環境に関わりながら達成感や充実感を味わうことができるよう日々の保育に取り組んでいるということである。

全体的な計画の作成にあたっては、教育課程にかかわる部分と、これまで保育所が担ってきた役割を大切にしながら、さらに子育て支援の充実に向けた取り組みを考えているが、地域や家庭の要望、実情に応じたものになるには課題も多く、まだまだ時間がかかるということであった。

『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』の改訂により、育みたい資質・能力及び幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10の姿）が盛り込まれた。これらが明確に示されたことにより、子どもの見方や捉え方に変化があるのかについてA保育教諭に尋ねると、「子どもの姿がよりイメージしやすくなった」という一方で、「その姿にあてはめてしまう傾向もある」という回答であった。また、計画の部分では、「これまで作成していた計画を振り返り、10の姿が見えてくるか」という点で確認を行い、記録の部分では、「これまで教育の面について5領域で記録をしていたところを、10の姿が示されたことで、より具体的に子どもの姿を記録するように意識が変わった」という。

A保育教諭との話から、10の姿が示されたことで子どものなかにどのような力が育っているのかという成長のイメージがしやすくなったという一方で、達成目標や到達目標とし

て捉えてしまう傾向にあるということが危惧される部分でもある。幼児教育の機能をどのように高めていくかということの意味をどのように捉えるかによって、理解の仕方も変わってくるのだと考えられる。

全体的な計画の作成・実施にあたり、保育教諭らが「幼児教育が目指すもの」について十分に理解し取り組んでいくこと、職員の資質向上が充実したことに伴い、よりよい教育・保育の実践を目指して研修を重ねることが求められる。

おわりに

本研究では、3つの新要領・指針に用いられている用語に着目して、幼稚園、保育所、認定こども園の「計画」について、作成の在り方を検討した。「全体的な計画」「指導計画」という用語は、幼稚園、保育所、認定こども園に共通して用いられている用語であり、それぞれの施設において、教育・保育時間に係る保育の計画を作成することに加え、預かり保育・子育て支援に関する計画、行事への取り組み、小学校教育との接続に関する計画等を盛り込みながら包括的な計画を作成することが重要である。

保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領では乳児に関する部分の記載が充実し、3つの新要領・指針に共通して、幼児期終了時の子どもの姿が示された。どの施設においても、子どもの育ちは乳児からのスタートであり小学校教育に向かうという点では共通である。したがって、乳児から幼児期終了に向かう途中の過程、3歳や4歳頃の時期にどのような体験をしてどのような経過を辿るかについては、各園での計画の工夫が求められる部分なのではないだろうか。

今回の改訂・改定で示された「幼児期終了までに育てほしい10の姿」を想定して子どもを見ることは子どもの育ちを確認するうえでの指標となるだろう。乳幼児期からの日々の積み重ねが幼児期終了の時期にどのような姿として表れるのかをイメージしながら保育を計画していくことは大切なことである。乳幼児期の子どもは、自分で環境を選んだり整えたりすることができない。子どもの豊かな育ちに必要な体験を大人が見極めて環境を構成していかなければならない。子どもの心が動かされる体験、やってみたい、つくってみたいという意欲が高められ、何度も繰り返して粘り強く取り組むことができる体験を積むことができるよう、保育を工夫することが大切である。子どもが活動を通して、自ら気付く場面、工夫できる場面、考える場面等を意図的に用意することは、子どもの意欲を高め、主体性を伸ばし、学びに向かう力に繋がっていくであろう。

就学前の保育・幼児教育を重視し充実させること、「教育課程」・「全体的な計画」が基盤となり、「子どもの姿」から指導計画を作成・実施していくことは、子どもの豊かな育ち、小学校以降の生活および主体的な学びに繋がっていくものであると考える。

【引用・参考文献】

- 網野武博 (2017) 「新たに示される保育指針とこれからの重要な課題」『保育の友』第65巻第5号, 全国社会福祉協議会, Pp21-25
- 伊藤学司・神長美津子・無藤隆 (2017) 鼎談「新幼稚園教育要領を基盤とした今後の幼児教育の展望〔前半〕」『初等教育資料』4月号, Pp40-47
- 伊藤学司・神長美津子・無藤隆 (2017) 鼎談「新幼稚園教育要領を基盤とした今後の幼児教育の展望〔後半〕」『初等教育資料』5月号, Pp104-111
- 加納喜光 (2009) 『漢字の成り立ち辞典』東京堂出版
- 厚生労働省 (2017) 『保育所保育指針』〈平成29年告示〉フレーベル館
- 厚生労働省子ども家庭局保育課 (2017) 「保育所保育指針の改定について」資料1
- 厚生労働省, 2016年4月27日社会保障審議会児童部会保育専門委員会(第5回)議事録
- 内閣府・文部科学省・厚生労働省 (2017) 『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』〈平成29年告示〉, フレーベル館
- 内閣府・文部科学省・厚生労働省 (2017) 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針中央説明会資料(保育所関係資料)」
- 那須信樹 (2016) 「保育における計画の意義」『教育課程・保育課程論』基本シリーズ⑭, 中央法規出版, P8
- 西村美紀 (2016) 「教育課程・保育課程の編成、児童福祉施設の計画」『教育課程・保育課程論』基本シリーズ⑭, 中央法規出版, P29
- 無藤隆 (2017) 論説「幼児教育と小学校教育の接続の展望」『初等教育資料』6月号, Pp108-115
- 無藤隆 (2017) 「今後の幼児教育の方向とは～平成30年施行の幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を概観し、就学前のあり方を理解する～」『保育の友』第65巻第5号, 全国社会福祉協議会, Pp18-21
- 文部科学省 (2017) 『幼稚園教育要領』〈平成29年告示〉フレーベル館
- 文部科学省教育課程部会幼児教育部会におけるとりまとめ (2016年8月26日)
- 山口宗兼 (2016) 「日本におけるカリキュラムの基礎理論」『教育課程・保育課程論』基本シリーズ⑭, 中央法規出版, P18
- 『日本国語大辞典第二版第十一巻』2006, 小学館